

**規制改革会議  
運輸TFヒアリング  
ご説明資料**

**平成19年11月6日、8日  
国土交通省 航空局**

# 今回の合意による日韓間の航空自由化について

## 従来の枠組

### 1. 乗り入れ空港・路線

日韓双方ともに乗り入れできる全ての空港・路線(日韓双方とも現状30路線)を航空当局間で取り極め。新規路線の開設のためには航空当局間協議において乗り入れ空港・路線の追加の合意が必要。

### 2. 便数

航空当局間で合意された全ての路線毎に就航可能便数を設定。関空・中部・福岡をはじめ、韓国企業は各路線毎の輸送力を設定枠ぎりぎりまで使用しているため、増便等を行う場合は、各路線毎の輸送力の拡大について、航空当局間の合意が必要。

## 今回合意した自由化の枠組

### 1. 乗り入れ空港・路線

日韓双方ともに自由化し、個別の路線・乗り入れ空港については、協定上限定しないため、新規路線の自由な設定が可能。

### 2. 便数

成田 = 仁川便等首都圏関係路線を除き、制約を設けないため、関空・中部を含め、自由に増便等を行うことが可能。

航空会社が新規路線の設定・増便等を自由に行うことはできない

航空会社が新規路線の設定・増便等を自由に行うことが可能

# 【韓国企業による増便の状況(2007冬期ダイヤ)】

	会社名	路線	使用機材	便数	増便開始日	備考
OZ	アジアナ航空	仁川 = 福岡	A333,B763	12/W 14/W	10/28	
OZ	アジアナ航空	仁川 = 福島	B763	3/W 5/W	12/17	
OZ	アジアナ航空	仁川 = 那覇	A322	3/W 5/W	11/24	
OZ	アジアナ航空	仁川 = 宮崎	A320,322	3/W 4/W	11/22	
OZ	アジアナ航空	釜山 = 福岡	A320	2/W 7/W	10/28	
KE	大韓航空	仁川 = 大分	B739	2/W 3/W	10/28	前年同様
KE	大韓航空	仁川 = 長崎	B739	2/W 3/W	10/28	前年同様

色塗りの部分は、前年冬期も季節需要に応じて、同様に増加した路線。

# 羽田空港の国際化について

## 昼間時間帯

- ・平成15年11月より、ソウル（金浦）チャーター便を1日4便運航、平成17年8月より、1日8便に増便。
- ・平成19年9月29日より、上海（虹橋）チャーター便を1日4便運航。

## 特定時間帯(20:30～23:00の出発、6:00～8:30の到着)

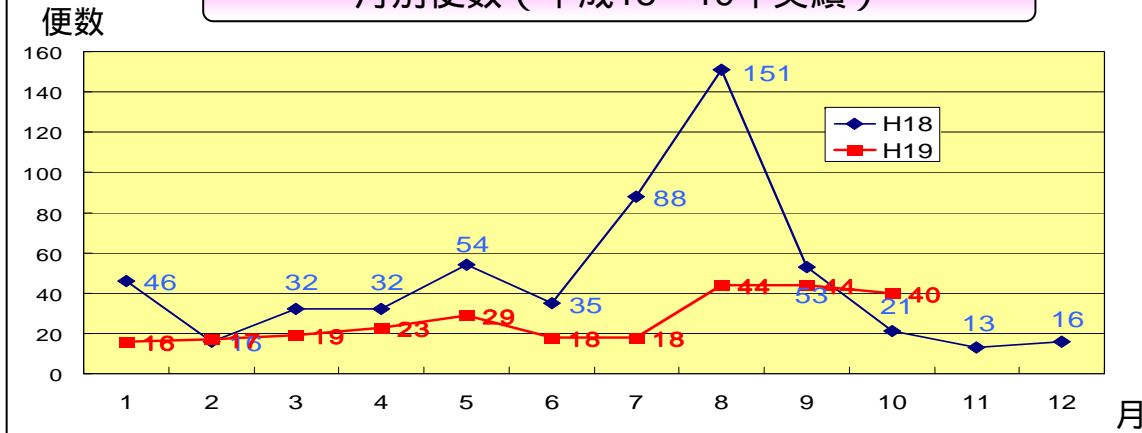
平成19年6月より就航可能に。10月31日現在までに、ウランバートル4便、ソウル3便、成都1便、マカオ1便運航。

## 深夜早朝時間帯

平成13年2月より、国際旅客チャーター便が就航可能に。

平成18年実績                      ソウル 268便   グアム 169便   マカオ 32便   その他 88便   **全路線計 557便**  
 平成19年実績（10月まで） ソウル 222便   マカオ 13便   その他 23便                      **全路線計 268便**

## 月別便数（平成18～19年実績）



## 行き先

### オセアニア

オークランド  
メルボルン

### アジア

ソウル  
済州  
ウルムチ  
ウランバートル  
香港  
マカオ  
セブ

### 北米

ラスベガス  
ホノルル  
グアム  
サイパン

### ヨーロッパ・中東

ベネチア  
フランクフルト  
ミュンヘン  
レイキャビク  
ドーハ

## 2010年10月以降

- ・昼間時間帯                      : 供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航予定。  
 ( 路線については、これまでの距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線を、近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。(アジア・ゲートウェイ構想(抄)) )
- ・深夜・早朝時間帯 : 貨物便、欧米便を含めた国際定期便を就航予定。

平成19年7月  
国土交通省航空局

## 羽田空港の増枠及びその使用について

### 1. 羽田空港の増枠について

羽田空港の高速離脱誘導路等の整備に伴い、本年9月から、同空港の発着枠を1日当たり10便増加させる。

### 2. 増加した発着枠の使用について

上記1.により増加した発着枠(10便)については、アジア・ゲートウェイ構想を踏まえ、以下のとおり使用する。

#### (1) 上海虹橋チャーター便(4便)

日中首脳会談(4月)及び日中間合意(6月)において、羽田空港と上海虹橋空港を結ぶチャーター便を可能であれば10月から実施するとされたことを受け、これに必要な発着枠4便分を確保する。

#### (2) 際内乗継ぎ改善(羽田=関空)(4便)

羽田-関空-海外の路線展開と乗り継ぎ利便の改善を推進するため、4便分について、羽田=関空線を運航しようとする航空会社に使用を認める。

#### (3) その他国内地方路線(2便)

航空ネットワークの更なる充実を図る観点から、増枠分のうち2便分について、国内地方路線を運航しようとする航空会社に使用を認める。

### 3. スケジュール

7月 9日	「航空管制の安全に関する研究会」
7月11日	増枠決定
9月 1日～	増枠実施(9月、10月は国内臨時便で運航)
10月 8日頃	上海虹橋チャーター便運航開始
11月 1日～	国内定期便の増便

## 羽田空港暫定国際ターミナルビル の能力増強について

暫定国際ターミナルビル の能力増強を図るため、旅客の出発・到着手続きエリアを中心とした拡張工事を実施

出発エリア

チェックインカウンター増設(16ポジション 26ポジション)  
セキュリティ検査機器増設(2基 3基)、搭乗待合スペース拡充

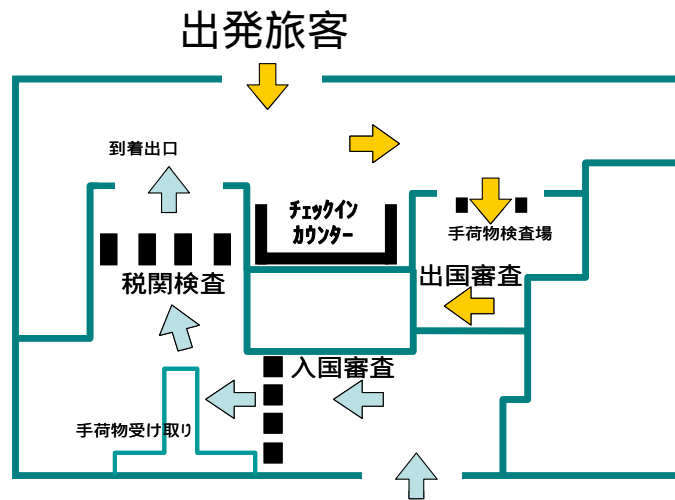
到着エリア

到着手荷物受取用ターンテーブル増設(1基 2基)  
入国審査台増設(8台 10台)、税関検査台増設(8台 10台)

工事期間 平成19年5月着工～平成19年10月末完成

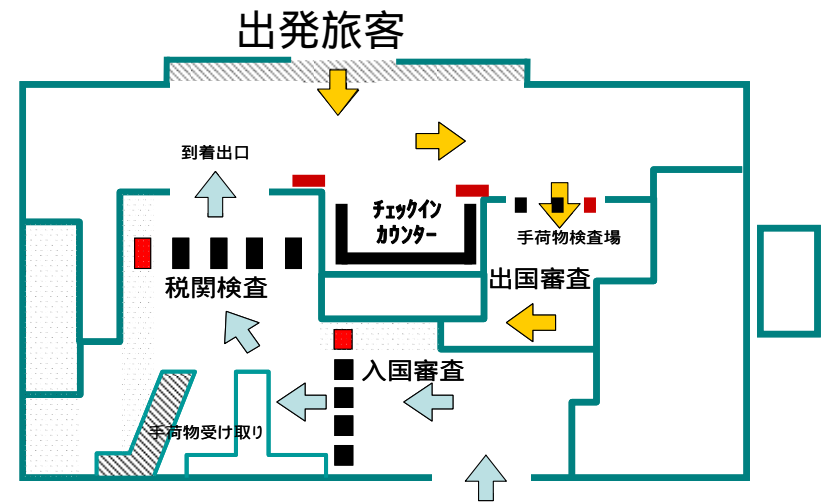
1階部分

拡張前



到着旅客

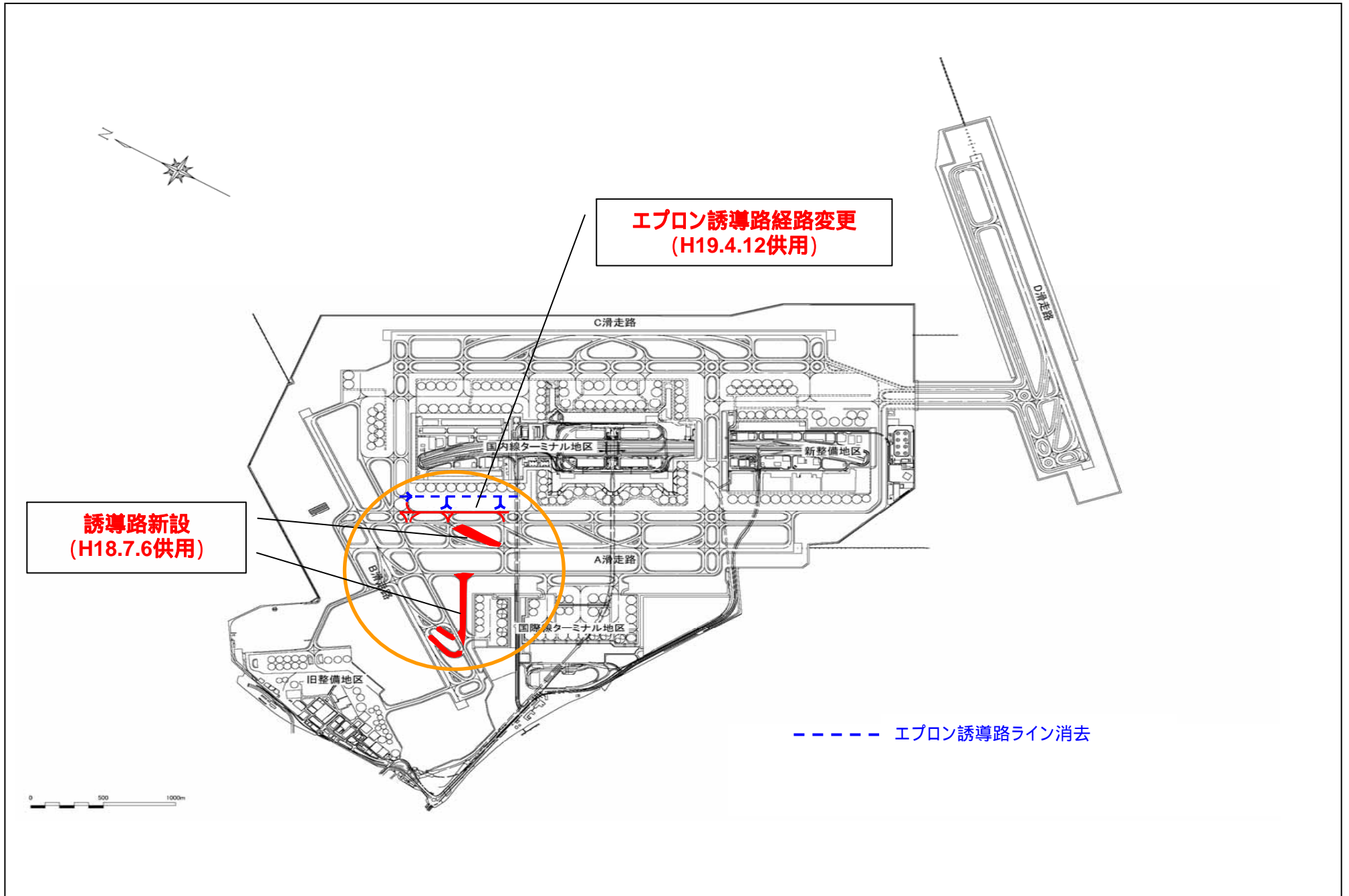
拡張後



到着旅客

増設部分

# 発着枠拡大に向けた滑走路占有時間短縮に係る取組み(高速離脱誘導路の整備)



## 到着30便 / 時間から31便 / 時間への枠拡大の経緯

1. **東京国際空港の高速離脱誘導路等の整備を踏まえた運航実態調査の実施**  
高速離脱誘導路等の供用開始を踏まえ、滑走路占有時間等の短縮効果を計測する運航実態調査を実施(平成18年9月、11月、12月、平成19年4月、5月)。
2. **航空管制の安全に関する研究会(平成19年7月)**  
学識経験者からなる「航空管制の安全に関する研究会」を開催し、意見を聴取。
3. **関係自治体との調整**  
以下の対策等をとることを説明。
  - ・これまで取り組んできた騒音軽減のための飛行方式(着陸進入時の飛行高度の引き上げ等)の徹底
  - ・RNAV(広域航法)による従来より確実に海上を飛行する飛行方式の改善

以上の対応により、平成19年9月からの増枠(1日当たり10便)を実施



## 航空路線の廃止届出について

航空法(昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号)(抄)

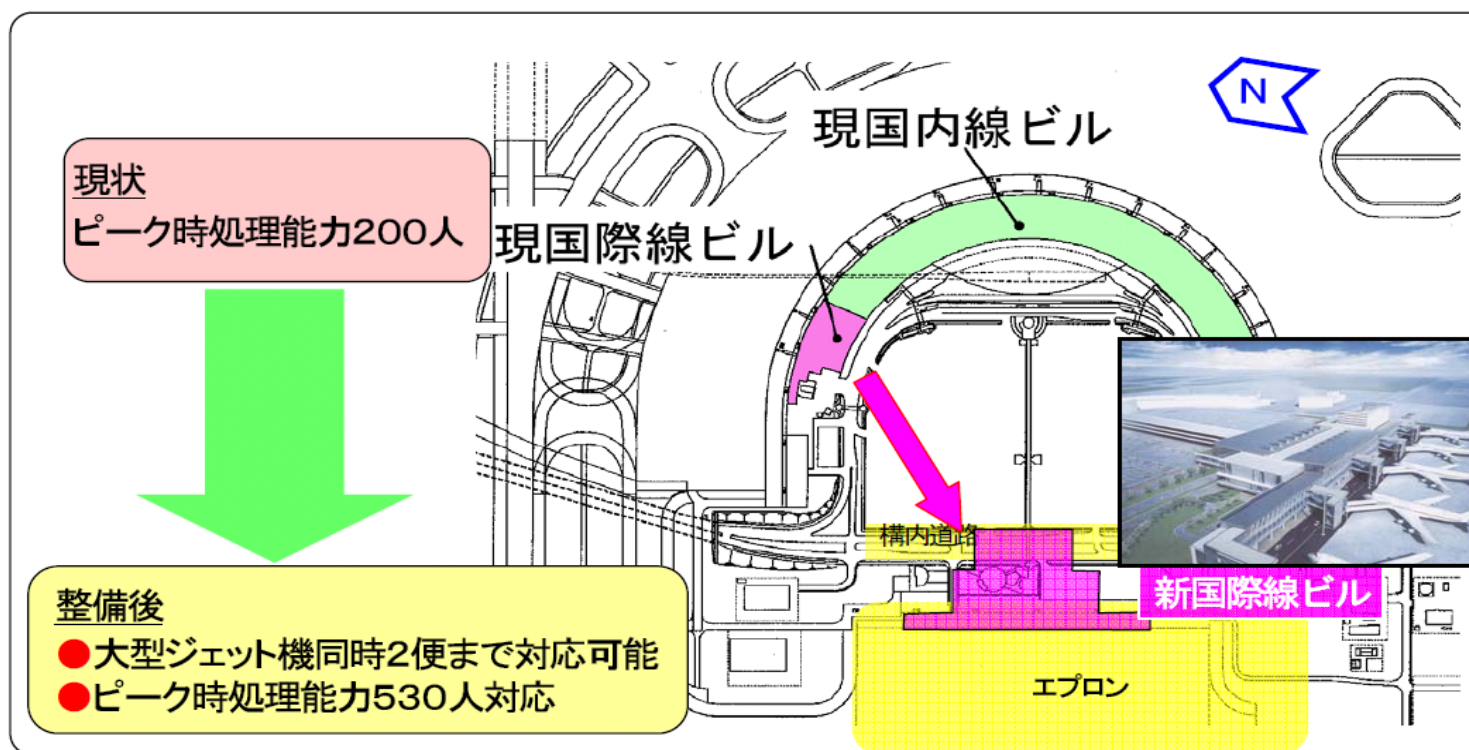
(運航計画等)

- 第一百七条の二 国内定期航空運送事業を經營しよつとする本邦航空運送事業者は、運航計画路線ごとの使用飛行場、運航回数、発着日時その他の国土交通省令で定める事項を記載した計画をいつ。以下同じ。)を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならぬ。
- 2 前項の規定による運航計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運航計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。
- 3 前項の本邦航空運送事業者は、路線の廃止に係る運航計画の変更をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合)にあつては、その二月前(までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。
- 4 第二項の本邦航空運送事業者は、国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合)にあつては、その二月前(までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

## 【地方空港における国際線ターミナル整備関係】

### 1. 新千歳空港(国際線ターミナルビル)の整備

現在、北海道空港株式会社(新国際線ターミナルビル事業者)が、実施設計中。



#### 今後のスケジュール(予定)

- ・平成19～21年度 新国際線ターミナルビルの整備(民間)、関連するエプロン、構内道路等の工事(国)
- ・平成21年度中 供用(予定)

## 2. 那覇空港

那覇空港の貨物取扱機能の拡充・強化のため、貨物ターミナルの移転による拡充・整備が予定されている。

また、その跡地を活用した国際線ターミナルの再編が検討されている。

